

新誠木材株式会社

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 3 月 31 日

77 R&C 七十七リサーチ&コンサルティング

地域と共に、未来をつくる

目次

はじめに	3
本評価書に関する重要な説明	4
連絡先	5
企業理念及びサステナビリティ方針	6
1. 企業概要	6
2. 経営理念等	12
3. サステナビリティ	14
インパクトの特定及び評価	15
1. インパクトの特定	16
2. インパクトの評価	26
モニタリング	28
1. 当社のモニタリング体制	28
2. 七十七銀行によるモニタリング体制	28
結論	29
参考	30
1. ポジティブ・インパクト・ファイナンスについて	30
2. ポジティブ・インパクト金融原則について	30

はじめに

七十七リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、「77R&C」）は、株式会社七十七銀行（以下、「七十七銀行」）が、新誠木材株式会社（以下、「当社」）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクト）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、「本評価書」）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した PIF 原則及び PIF 実施ガイド（モデル・フレームワーク）、ESG 金融ハイレベル・パネルにおいてポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、七十七銀行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、七十七銀行が開発した当該評価体系については、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」）からファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けている。（https://www.r-i.co.jp/news_release_suf/2024/03/news_release_suf_20240315_jpn_1.pdf）

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書の内容は、77R&C が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況进行评估したものであり、将来における実現可能性、ポジティブな成果等を保証するものではない。
2. 77R&C が本評価に際して用いた情報は、当社がその裁量により信頼できると判断したものであるものの、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。77R&C は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではない。また、77R&C は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害について一切責任を負わない。
3. 本評価書に関する一切の権利は 77R&C に帰属する。評価書の全部又は一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、又は使用する目的で保管することは禁止されている。

連絡先

本件に関するお問い合わせ先は、以下のとおり。

七十七リサーチ&コンサルティング コンサルティング部
〒980-8777 宮城県仙台市青葉区中央三丁目 3 番 20 号

氏 名	電話番号
大友 湧	022-748-7730

企業理念及びサステナビリティ方針

1. 企業概要

【企業概要】

企 業 名	新誠木材株式会社
所 在 地	宮城県刈田郡七ヶ宿町字蒲木 51
代 表 者	代表取締役社長 永井 政雄
創 業 / 設 立	1946 年 / 1965 年
資 本 金	50 百万円 (2024 年 8 月期)
売 上 高	897 百万円 (2024 年 8 月期)
従 業 員 数	37 人 (2024 年 8 月期)
事 業 内 容	材木卸、木製品製造業

【企業沿革】

1946 年	山形県高畠町にて土建業を創業
1952 年	白石市の営林署より、造林業者の指名を受ける
1965 年	当社前身となる三和産業(株)を設立。製材、チップ製造開始
1982 年	現在の新誠木材(株)に商号変更
1989 年	製材工場閉鎖
1994 年	バーク堆肥工場建設 (月間生産可能量 1,000 t)
2000 年	バーク堆肥工場増設 (月間生産可能量 2,000 t)
2009 年	高性能林業機械 4 台導入 (現在 : 30 台)
2022 年	「職場健康づくり宣言」実施
2023 年	「SDGs 宣言」実施
2025 年	エリートツリー苗の植樹開始

当社は、1946年に山形県高畠町で土建業として創業し、1952年に白石市の営林署より造林業者の指名を受けたことを契機に、七ヶ宿町に本拠地を移転。七ヶ宿町を中心とした地域の森林資源から切り出される木材を活用し、素材（合板）販売、チップ・バーク（樹皮）製造を行っている。地域とともに成長を続け、2025年10月には当社設立60周年を迎えた。

当社は社有林の管理・保全・伐採を行う「山林部」、製紙原料やバイオマス発電燃料となるチップの製造を行う「チップ部」、バークを加工し堆肥の製造を行う「バーク部」から構成され、木材産業における川上企業として地域社会に貢献している。

<図表：本社外観>



<図表：木材搬入の様子>



出所：当社提供

【山林部】

七ヶ宿町を中心に、宮城県南部、山形県南部、福島県北部に保有する社有林の管理・保全、および伐採の業務を担っている。森林管理では、植栽・下刈りおよび間伐に至るまで、山林の成長や環境に合わせ、長期間にわたる計画的な管理・保全活動を行っている。森林資源は水源の保全や地球温暖化の防止等、多面的な機能を有していることから、当社の森林管理・保全の取組みは、地域資源を守り、循環型社会の実現に貢献している。

また山林部では、国有林・県有林の買入札および民間保有者から山林を買取するための事前調査業務等を行っている。効率的かつ高精度の測量を行うために「GNSS(※)」システムを活用しており、今後も近隣市町村からの山林買取を強化していく方針である。

山林部で伐採した木材は、パートナー企業を通じて当社工場へ輸送され、素材(合板)販売用と加工用を選別される。仕入木材のうち3割は素材(合板)販売用として製材会社や森林組合等へ出荷され、7割は「チップ」または「バーク」として、自社加工を経て出荷される。

※「Global Navigation Satellite System(全球測位衛星システム)」の略。人工衛星を利用して地上の現在位置を計測するシステム

＜図表：伐採作業＞



出所：当社提供

【チップ部】

製紙原料チップと木質バイオマス発電向け燃料チップの製造を行っている。当社工場にて、剥皮・破碎・選別を行い、パートナー企業の輸送により大手製紙会社や発電所等に出荷される。また、七ヶ宿町内においては、入浴施設の「ウッドチップボイラー」や国道一部区間の「ロードヒーティング」の燃料として、当社が製造した木質バイオマスチップが利用される等、自然資源の地産地消に貢献している。

<図表：チップの加工過程>



(原木の積込)



(剥皮)



(破碎)

出所：当社提供

<図表：木質バイオマスを使用した公衆浴場>



出所：七ヶ宿町 HP

【バーク部】

チップ製造における剥皮工程で発生するバーク（樹皮）に、地域の事業者から提供された鶏糞を混合し長時間発酵させ、ピートモス（苔等植物由来の泥炭）を配合した堆肥を製造。植物生育基盤材「グリーンセブン」として販売している。端材を活用した本製品は木材廃棄物がほとんど発生しないことから、宮城県グリーン製品の認定を受けている。

＜図表：剥皮の様子＞



＜図表：バーク発酵の初期過程＞



＜図表：鶏糞混合後の発酵過程＞



＜図表：当社製品「グリーンセブン」＞



出所：当社提供

【従業員の保有資格状況】

当社では、入社後3年間は林野庁の支援制度「緑の雇用」事業を活用し、安全で効率的な知識・技術・技能の習得を目指す「フォレストワーカー研修」にて新規就業者のスキルアップを図っている。

引き続き従業員定着率や若手の離職防止に努めるとともに、林業の現場において安全で効率的な施業の中心となり、若手技能者の指導的立場を担うフォレストリーダー（現場管理責任者）を育成していく方針である。

＜資格保有者（2024年8月期末時点）＞

資 格	人 数
フォレストリーダー	4名
森林施業プランナー(※1)	1名
森林作業道作設オペレーター(※2)	3名

※1:森林所有者に対し間伐等の提案を行う
専門家

※2:森林作業道の使用目的や特徴を理解し、
丈夫で簡易な作業道の作設ができる者

＜図表：「緑の雇用」研修体系＞



出所：林野庁 HP

【保有設備、工場生産能力について】

＜保有設備（2024年8月期末時点）＞

設 備	台 数
油圧ショベル	22台
不整地運搬車	7台
ホークローダー	1台
トラクターショベル	3台
フォークリフト	4台

＜月間生産量（2025年2月末時点）＞

製 品	月間生産量
素材(合板)	2,000 m ³
チップ	3,000 m ³
バーク(樹皮)	800 t

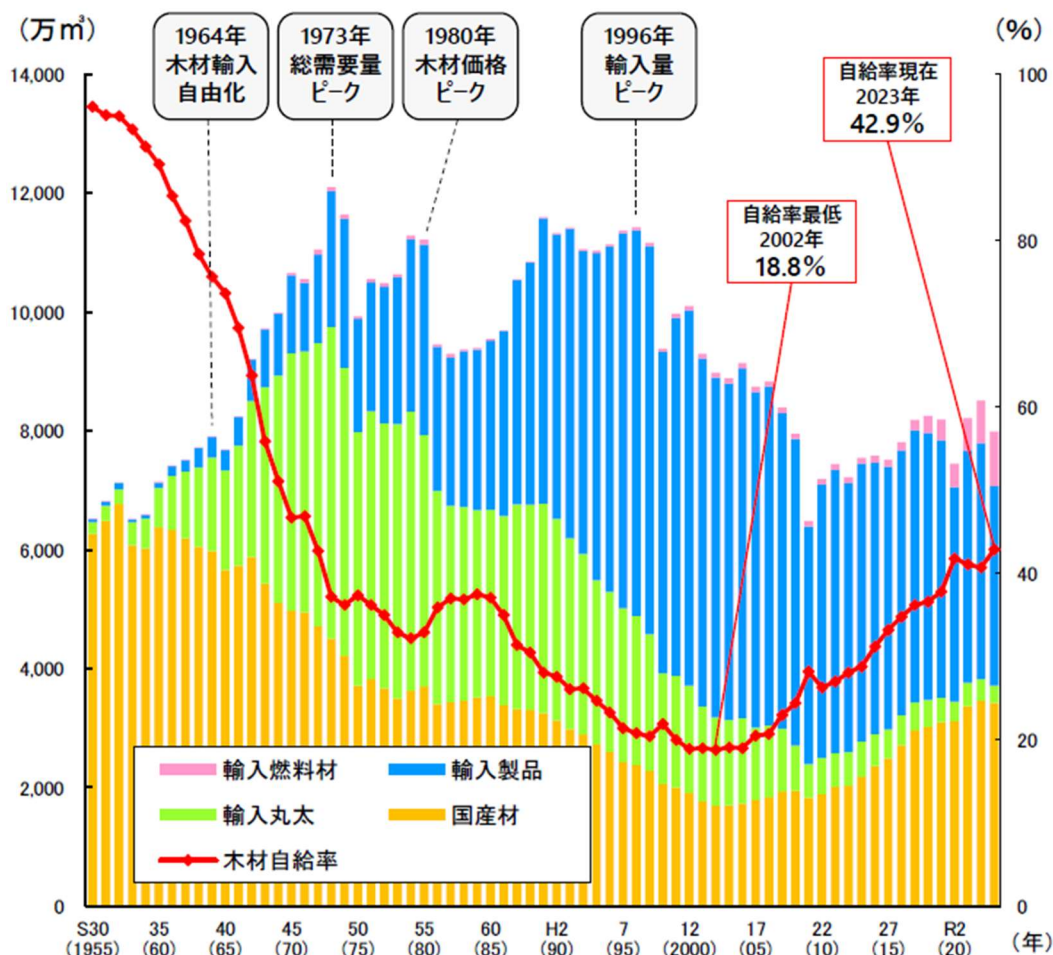
2. 経営理念等

当社の社名である「新誠木材」は、現代表である永井政雄氏（以下、「当社代表」）の「新たな時代を切り拓く」、「仕事には誠実に、誠心誠意取り組む」という経営理念を反映している。

現社名に商号を変更した1980年代前半は、木材価格がピークを迎えた直後であり、国産材の生産量が減少し輸入製品・輸入丸太の供給が増加した時期にあたる。

社名に込められた経営理念を社内に浸透させ、パートナー企業や地域社会と良好なリレーションを構築し続けてきたことにより、様々な外部環境の変化を乗り越えることに成功し、2025年10月に設立60周年を迎えるに至った。

＜図表：伸びる国産材生産量―木材供給量の推移―＞



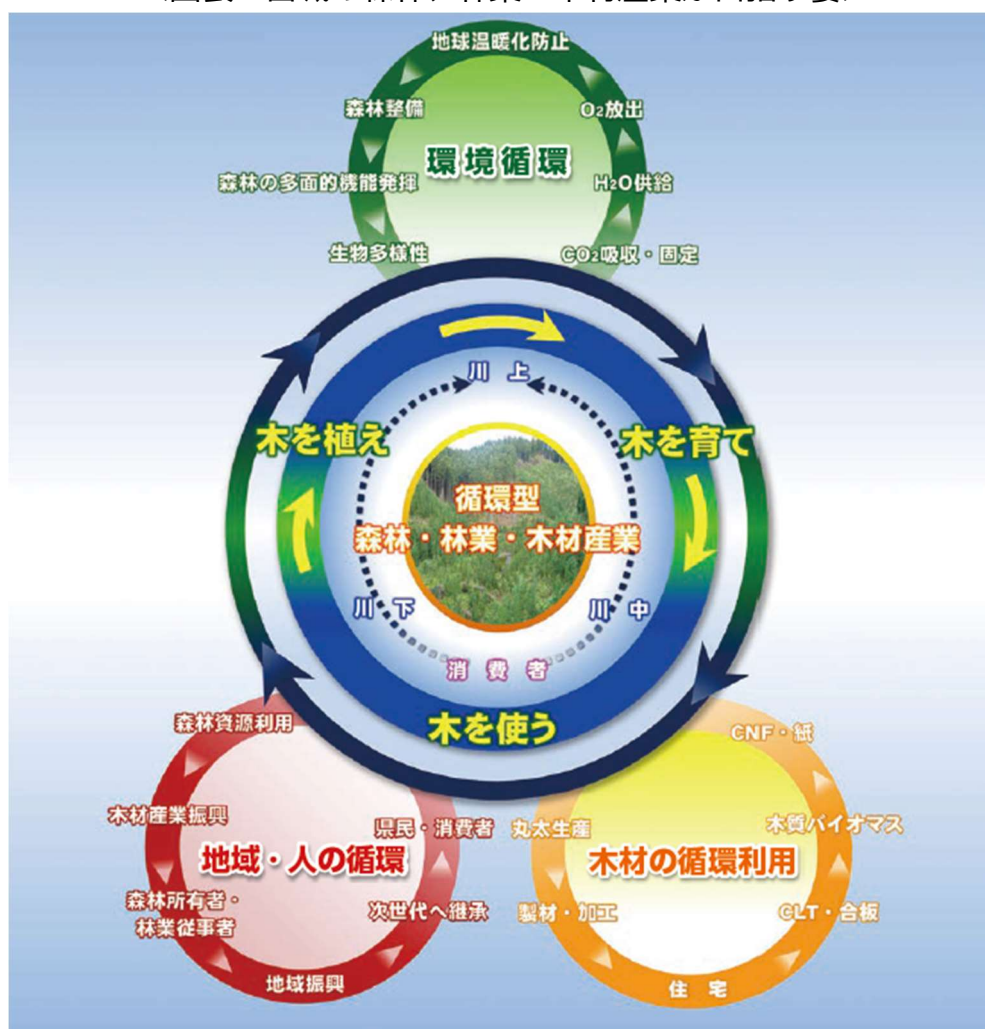
出所：林野庁「木材需給表」

【経営方針】

宮城県が示す「宮城の森林、林業・木材産業が目指す姿」の実現に向け、誠実であるとともに、時代の変化に伴いチャレンジしていくという考えに基づき、今後の経営方針を下記のとおりとしている。

- すべてにおいて誠実であること
- 従業員が安心して、安全に働き続けることができる職場環境を整備すること
- 自然を大切にし、次世代へ環境を受け継ぐこと
- 地域社会の一員として、地域に貢献すること
- 技術の継承と最新の技術の活用により、日々研鑽を積むこと

＜図表：宮城の森林、林業・木材産業が目指す姿＞



出所：宮城県 HP「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」

3. サステナビリティ

当社は、事業を通じて、様々なサステナビリティへの取組みを行っている。取組内容については以下のとおり。



当社はSDGsの内容を理解し、SDGs達成に向けた取組を下記のとおり宣言します。

取組カテゴリ	SDGs達成に向けた重点的な取組テーマ	取組の内容	関連が強いSDGsゴール
環境	環境保全 気候変動への取組	計画的な間伐等の森林整備により、適切な森林保護を通じて環境保全に貢献 ● 森林整備は、森林の保護に加え水資源を守ることに繋がっています。 ● 木質バイオマスエネルギー用に木材チップを供給しており、枯渇性の化石燃料の使用を減らせるという点で気候変動への取組にも貢献しています。	6 安全な水とトイレを世界中に 7 持続可能なエネルギー 11 持続可能な都市とコミュニティ 13 気候変動への対応 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう
公正な事業慣行 組織体制	法令等遵守の励行 職場健康づくり推進	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（グリーンウッド法）等の遵守徹底、および「職場健康づくり宣言」企業として働きやすい労働環境を整備 ● 合法伐採木材や森林認証材等、適切な供給体制を整備します。 ● 従業員が安心して事業に従事できるよう、労働環境の整備や研修体制の整備に取り組みます。	11 持続可能な都市とコミュニティ 12 持続可能な消費と生産 15 陸の豊かさを守ろう
製品 サービス	環境配慮製品	樹皮端材活用による植物生育基盤材「グリーンセブン」（宮城県グリーン製品）の製造 ● 「グリーンセブン」は樹皮に鶏糞を混合し、長時間発酵させ製造したバーク堆肥にピートモスを配合した植物生育基盤材。自然から与えられる産物を無駄なく利用し、緑化推進にも寄与している。	3 持続可能なエネルギー 4 質の高い教育をみんなに 8 豊かさをみんなに 9 持続可能な産業とイノベーション 12 持続可能な消費と生産 15 陸の豊かさを守ろう
社会貢献 地域貢献	持続可能な地域づくり	環境に配慮した経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献 ● 貴重な森林資源を守り、育て、活かしながら循環型社会の実現に貢献します。 ● セツケ宿森林組合様、古川林業株式会社様と共同で「セツケ宿バイオマスチップ株式会社」を運営し、セツケ宿の指定管理を受けて木質チップを生産しております。木質チップは、町の賑わい施設や、近隣の国道のロードヒーティングにも使用されています。 ● 所属するNPO法人日本バーク堆肥協会の事業にて、福島県海岸防災林再生委員会を立ち上げ、福島県相馬市において防災林の植林・保全活動を行っています。	17 持続可能なパートナーシップを促進しよう

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、持続可能な開発のために国連が定めた国際目標です。2030年までに世界において解決すべき17のゴールを定めています。SDGsは、2030年の未来の「あるべき姿」もしくは私たちが直面している社会課題が、分かりやすく・バランス良く「見える化」されたものであり、企業がその経営や未来の姿を検討する際に役立つツールと言えます。



＜適切な森林管理＞

宮城県によると、県内人工林（民有林）の約 8 割が樹齢 40 年を超えている。これは、森林所有者の管理意欲の減退や高齢化等を理由に管理放棄される森林が増加していること、相続等に伴い所有者や境界が不明な森林が増加していることが原因として挙げられている。こうした状況の進展により、森林の山地災害防止機能などの公益的機能の低下が懸念されている。また、利用期を超えた森林は、用途が限られることで販売価格が抑えられ、かつ CO2 吸収量が減少することから、利用期を超えた森林の増加による経済面・環境面に対するマイナス影響も大きい。

当社は、このような地域課題に対する取組みとして、近年は近隣市町村の個人・法人からの山林買取を拡大している。植林を含めた適切な管理・保全を当社が施すことにより、自然資源の価値向上に繋がっている。

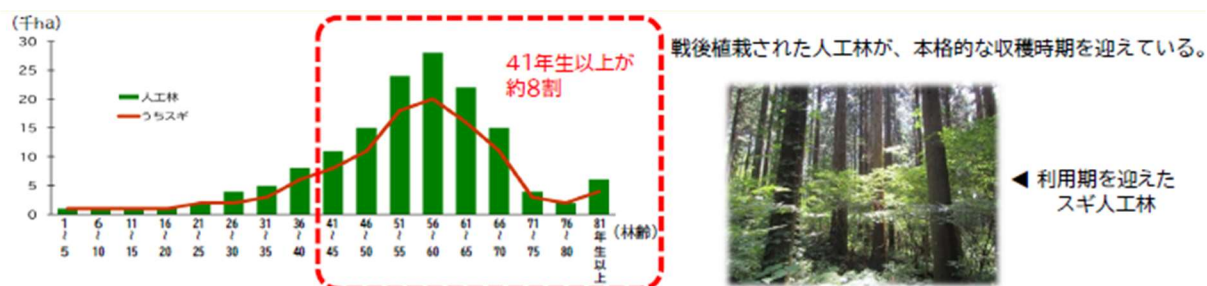
また、植林事業の促進として、新たにエリートツリー苗事業の準備を進めている。エリートツリーとは、「地域の人口造林地において、最も成長が優れた木として選抜された『精英樹』のうち、優良なもの同士を人口交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの」（林野庁）であり、初期成長が早く、かつ雄花着花量が少ないといった特性を持つ種苗を指す。成長が早いエリートツリーの普及は、植林後の管理に要する人的負担や経済的負担の軽減に繋がるとともに、CO2 吸収量の拡大が期待できる。

当社は、山林買取の強化およびエリートツリー苗事業の新たな取組みを加速させることで、森林循環サイクル構築を促進し、地域課題解決と自社の持続的成長を図っていく。

＜当社 直近 4 期の山林買取規模推移＞

決算期	2021/8 期	2022/8 期	2023/8 期	2024/8 期	4 期平均
購入件数	2 件	5 件	8 件	12 件	6.75 件
購入面積	45,752 m ²	94,417 m ²	535,970 m ²	789,407 m ²	366,387 m ²

＜図表：人工林（民有林）の林齢別面積＞



出所：宮城県水産林政部 HP

インパクトの特定及び評価

1. インパクトの特定

七十七銀行および 77R&C は所定の「インパクトファイナンス実施体系」に定める包括的分析により、インパクトの特定手続を実施した。なお、特定にあたっての重要な要素に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認および企業との対話の実施により手続を補完することとしている。

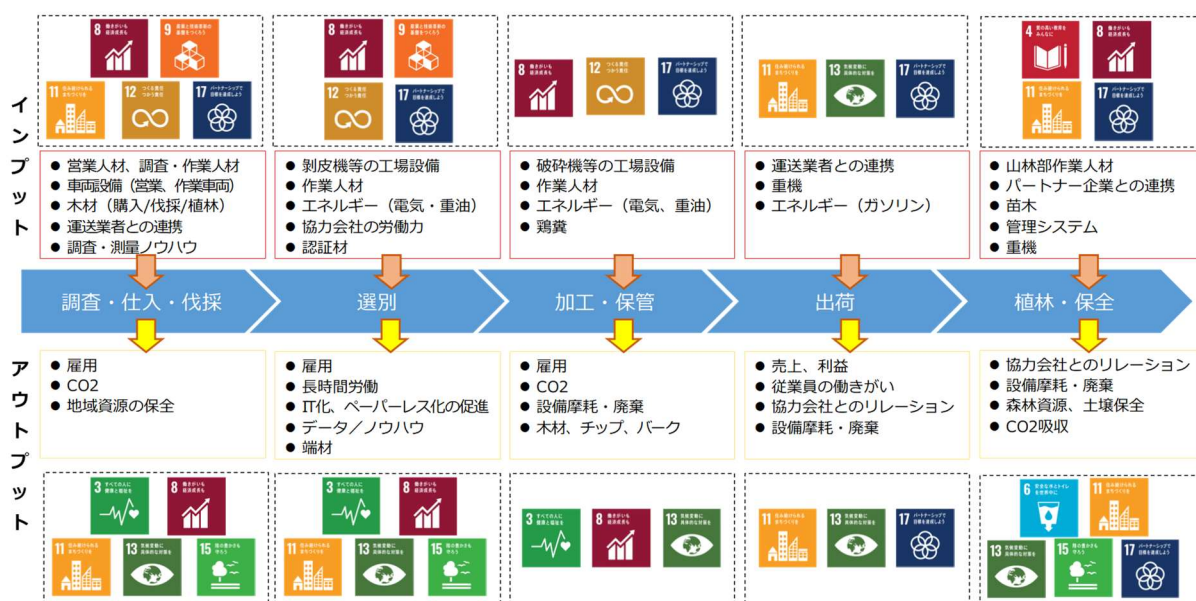
(1) バリューチェーン分析

事業性評価および当社との対話をもとに、バリューチェーン分析を行うことで、事業活動におけるインプット（投入物）とアウトプット（成果物）を以下の通り可視化し、各活動が貢献する SDGs のゴールとターゲットとの関連付けを行った。

バリューチェーンによるインプットとアウトプットの可視化

バリューチェーン分析

【製材業】



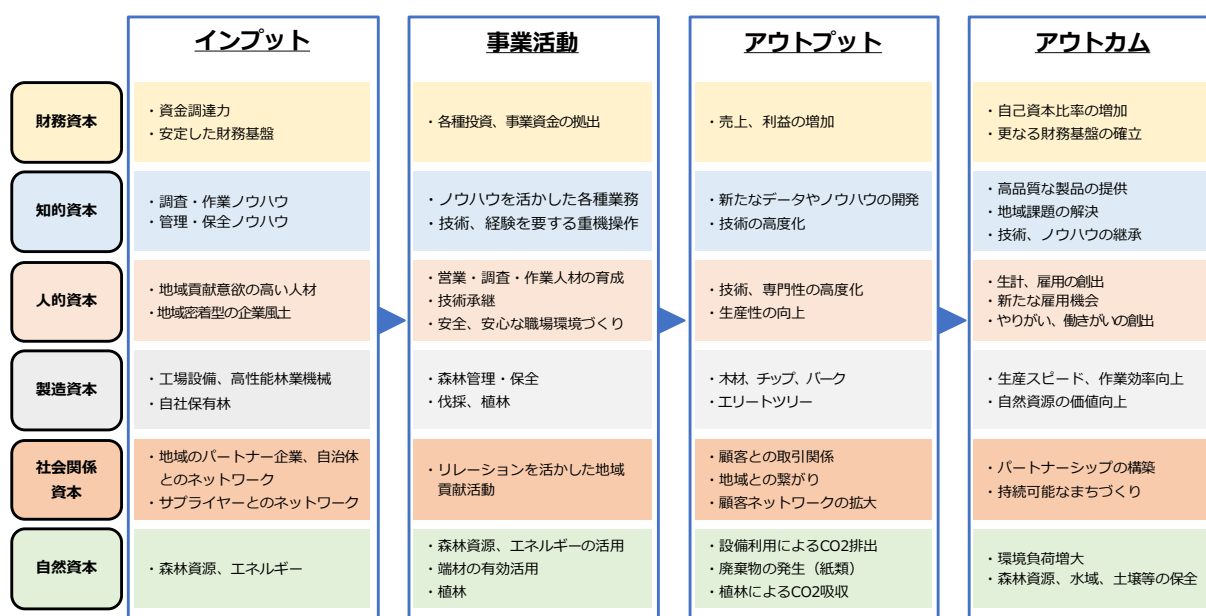
(2) ロジックモデルの作成

バリューチェーン分析を踏まえ、ロジックモデルを作成しインパクトを特定する。なお、ロジックモデルとは、投入（インプット）した資本から製品、サービス、副産物、廃棄物を産出（アウトプット）し、利益の蓄積、顧客からの信用向上、地域の活性化などの成果（アウトカム）をもたらすシステム（ビジネスモデル）における、各種資本の変遷（増減・変換）を可視化したものである。

七十七銀行および 77R&C では、アウトカムが環境・社会・経済に与える影響や変化をインパクトと位置付け、正の変化をポジティブ・インパクト、負の変化をネガティブ・インパクトとして特定する。

当社のロジックモデルは以下のとおりである。

ロジックモデル



ロジックモデルにより導き出した当社の主要なインパクトは以下のとおりである。

1965 年の設立以来、外部環境の変化に適応する中で蓄積してきた木材・森林に関するノウハウや築いてきた地域・パートナーとのリレーションといった知的資本および社会関係資本の増大が、財務資本や人的資本の増大にも好影響を与えている。また、植林による CO2 吸収等の自然資本の増大は、社会関係資本の増大に好影響を与えている。

以下は、それぞれのインパクトにおけるポジティブ・インパクト（PI）とネガティブ・インパクト（NI）の区分のほか、UNEP FI のインパクトレーダーにて該当するインパクトエリア・インパクトトピックを示したものである。

特定したインパクトの整理

PI・NI 区分	アウトカム	インパクト (環境・社会・経済に与える影響)	UNEP FIの インパクトトピック
PIの拡大 NIの管理・抑制	・地域課題の解決 ・持続可能なまちづくり ・森林資源、水域、土壌等の保全	森林循環サイクルの構築と 自社の持続的成長	<経済> 零細・中小企業の繁栄 <環境> 気候の安定性、水域、大気、土壌、 生物種、生息地、資源強度、廃棄物
PIの拡大 NIの管理・抑制	・生計、雇用の創出 ・新たな雇用機会 ・やりがい、働きがいの創出	地域を守る人材の雇用・育成による 持続可能な組織づくり	<社会> 健康および安全性、雇用
PIの拡大 NIの管理・抑制	・技術、ノウハウの継承 ・パートナーシップの構築	次世代への技術継承と地域社会との共生	<社会> 教育、文化・伝統、雇用

(3) インパクトレーダー等の活用

ロジックモデルにより特定したインパクトに関して、UNEP FI が提供するインパクトレーダーとの整合性を確認する。当社は業界における川上に位置することから、当社および川下の事業活動を国際産業標準分類（ISIC）上の業種カテゴリに適用させたうえで、該当する業種を特定してインパクトマッピングを実施した。

下図は、該当業種のポジティブインパクト（PI）とネガティブインパクト（NI）が、インパクトレーダーではどのインパクトトピックにおいて発現すると考えられるかを示したものである。一方で 12 のインパクトエリア、38 のインパクトトピックのうち、赤枠で囲っているものがロジックモデルで特定したものである。

ロジックモデルにより特定したインパクトは、インパクトレーダーで示されたものにほぼ該当していることから、客観的にも妥当性を有していると判断できる。また、当社事業と関連のないインパクトエリア・インパクトトピックについては分析対象外とする。

インパクトマッピングによる特定

●●…主要カテゴリ ●…関連カテゴリ

バリューチェーン区分			当社の事業				川下の事業					
国際標準産業分類 【コード】			製材業及び 木材平削り業 [1610]		造林その他の 林業活動 [0210]		パルプ、紙及び 板紙製造業 [1701]		発電・送電・ 配電業 [3510]		他に分類されない その他の製品 卸売業[4669]	
	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争										
		現代奴隷				●●						
		児童労働				●●						
		データプライバシー										
	健康および安全性	自然災害										
		健康および安全性		●		●		●		●		●
	資源とサービスの入手可能性、 アクセス可能性、手ごろさ、品 質	水										
		食糧										
		エネルギー							●●			
		住居	●						●			
		健康と衛生									●	
		教育					●					
		移動手段										
		情報					●●					
		コネクティビティ							●			
		文化・伝統					●		●			
		ファイナンス										
	生計	雇用	●		●●		●		●		●	
		賃金	●	●	●●		●		●		●	
		社会的保護		●		●●	●		●		●	●
	平等と正義	ジェンダー平等										
		民族・人種平等										
		年齢差別										
		その他の社会的弱者										
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配										
		市民的自由										
	健全な経済	セクターの多様性										
		零細・中小企業の繁栄	●				●				●	
環境	インフラ	インフラ							●●			
	経済収束	経済収束										
	気候の安定性	気候の安定性		●	●●			●	●	●●	●	●
	生物多様性と生態系	水域						●●		●		●
		大気						●		●		●
		土壌			●●							
		生物種			●●	●●				●●		●
		生息地			●●	●●				●●		●
		資源強度	●●			●		●●		●●	●	●
	サーキュラリティ	廃棄物	●			●		●●		●	●	●

(4) 特定したインパクト

以上を踏まえて、当社のインパクトを以下のように特定した。

【森林循環サイクルの構築と自社の持続的成長】

森林の循環サイクルをバランスよく保ち続けることは、水源涵養、国土保全、炭素貯蔵、生物多様性等、様々な SDGs の取組みに関連し、当社の事業は、「伐る・植える・育てる」という点で、森林の循環サイクル構築に大きく貢献している。

当社はこれまで、可能な限り廃棄物を排出しない製造工程を整えるとともに、地域の個人・法人からの山林買取等を強化し、森林の適切な管理および利用期を迎えた適切な時期での伐採の取組みを行ってきた。今次新たに開始したエリートツリー苗事業により、さらなる社会的課題の解消と自社の持続的な成長を両立させることを目指している。

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは、「零細・中小企業の繁栄」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」、のカテゴリに該当し、経済面・環境面のポジティブ・インパクトの拡大および環境面のネガティブ・インパクトの管理・抑制に影響を与えている。

SDGs では、「6.6 2030 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。」、「13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。」、「15.2 2030 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。」、「15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。」等のターゲットに該当すると考えられる。

【地域を守る人材の雇用・育成による持続可能な組織づくり】

宮城県においては木材の供給量が需要の約 2 分の 1 に留まっている状況にあるが、林業の担い手不足が顕著であることから、持続可能な事業活動および森林の循環サイクルを維持するためには、将来の林業を担う人材の確保と育成が重要である。

当社では従業員のスキルアップ支援のため、林野庁が行う「緑の雇用」事業を通じて、基本的な技術の習得や資格取得の支援体制を整えている。また、2022 年 7 月には「職場健康づくり宣言」を実施する等、従業員がやりがいや働きがいを持ち、安心・安全に働き続けることができる職場環境の整備および生産性向上に向けた投資を積極的に行う方針である。

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは、「健康および安全性」、「雇用」のカテゴリに該当し、社会面のポジティブ・インパクトの拡大およびネガティブ・インパクトの管理・抑制に影響を与えている。

SDGs では、「3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。」「8.3 生産活動や適切な雇用の創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。」「8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男女及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。」等のターゲットに該当すると考えられる。

【次世代への技術継承と地域社会との共生】

当社は地域企業と共同出資にて設立した七ヶ宿バイオマスチップ株式会社（以下、「同社」という）の運営に関与し、七ヶ宿町で産出された当社製造の木質バイオマス発電用チップを同社へ納入している。当該チップは町内にある入浴施設「Wood & Spa や・すまっしゅ」の「ウッドチップボイラー」や近隣の国道およびガソリンスタンドの「ロードヒーティング」における燃料として利用される等、自然資源の地産地消に貢献している。

また当社は、地元小学校による社会科見学の受入れを行っていたが、新型コロナウイルスの影響拡大により 2020 年以降は開催を見送ってきた。しかしながら、持続的な森林環境整備のためには、地域社会と連携し、環境問題や地域課題について考える機会の創出が必要であることから、工場見学の受入れを再開し、循環型社会の啓蒙や業界認知度の向上を図ることで、将来的な担い手の確保に繋げていく方針である。

社内においては、若手技能者の指導的立場となるフォレストリーダー認定者の拡充を図るべく、認定取得支援を強化していく。また、当社が培ってきた経験・技術を次世代へ繋ぎ、地域における森林等の自然環境の保全に努めていく。

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは「教育」、「文化・伝統」、「雇用」のカテゴリに該当し、社会面のポジティブ・インパクトの拡大およびネガティブ・インパクトの管理・抑制に影響を与えている。

SDGs では「4.3 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。」「4.4 2030 年までに、技術的・職業的なスキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。」「4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」「17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略をもとにした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」等のターゲットに該当すると考えられる。

(5) インパクトニーズとの関係性

①国内におけるインパクトニーズ

- ・「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。
- ・当社のインパクトに対する SDGs は、「3,4,6,8,13,15,17」に対して、国内における SDGs ダッシュボードでは、「3,4,6」において課題が残る、「8,17」において重要な課題が残る、「13,15」においては深刻な課題が残るとなっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。



出所：Sustainable Development report 2024（SDSN ウェブサイト）

②宮城県および七ヶ宿町におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである宮城県は、「新・みやぎの将来ビジョン」を策定しており、SDGsの取組みにかかる基本方針を設定している。

政策推進の基本方向

政策推進の基本方向「宮城の未来をつくる4本の柱」に基づき、取組を推進していきます。「環境・県土」を基盤とし、その上に成り立つ「社会」と「経済」を柱とした枠組みとしており、さらに「子ども・教育」分野については、社会を構成する重要な要素として独立させ、新たに柱立てしています。また、その基本方向に沿った「持続可能な未来」のための8つの「つくる」と、18の取組を推進します。

なお、8つの「つくる」の英語の頭文字を合わせて「PROGRESS」と表し、震災を乗り越え、躍進する宮城を世界に発信していきます。



政策推進の基本方向1

富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進

- (1) 全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる
- 取組1 産学官連携によるものづくり産業等の発展と研究開発拠点等の集積による新技術・新産業の創出
- 取組2 宮城が誇る地域資源を活用した観光産業と地域を支える商業・サービス業の振興
- 取組3 地域の底力となる農林水産業の国内外への展開
- (2) 産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくる
- 取組4 時代と地域が求める産業人材の育成と活躍できる環境の整備
- 取組5 時代に対応した宮城・東北の価値を高める産業基盤の整備・活用

政策推進の基本方向2

社会全体で支える宮城の子ども・子育て

- (3) 子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる
- 取組6 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備
- 取組7 家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築
- (4) 社会を生き、未来を切りひらく力をはぐくむ教育環境をつくる
- 取組8 多様に変化する社会に適応し、活躍できる力の育成
- 取組9 安心して学び続けることができる教育体制の整備

政策推進の基本方向3

誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

- (5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる
- 取組10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進
- 取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興
- (6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる
- 取組12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供
- 取組13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現
- 取組14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成

政策推進の基本方向4

強靱で自然と調和した県土づくり

- (7) 自然と人間が共存共栄する社会をつくる
- 取組15 環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立
- 取組16 豊かな自然と共生・調和する社会の構築
- (8) 世代を超えて安全で信頼のある強くしなやかな県土をつくる
- 取組17 大規模化・多様化する災害への対策の強化
- 取組18 生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実

上記の18の取組とSDGsの関係を整理し、取組を推進します。
なお、ゴール17【パートナーシップで目標を達成しよう】については、全ての取組において推進します。

出所：宮城県「新・みやぎの将来ビジョン」

七ヶ宿町においても、「第6次七ヶ宿町長期総合計画」を策定しており、今後10年間のまちづくりの方向性、目指す都市像を掲げ目標の達成に向けた施策を展開している。

七ヶ宿町総合計画とSDGsの繋がり

このSDGsの考え方を、この七ヶ宿町総合計画基本計画に以下のように取り入れ、世界の一員として、七ヶ宿町でも持続可能な社会を作るために取り組みを行います。

第1章 「安心づくり」 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり (移住・定住、子育て環境、保健・医療、高齢者福祉、障がい福祉)



第2章 「仕事づくり」 地域資源を活かした産業が活発なまちづくり (農林水産業、商工業、観光・交流)



第3章 「人づくり」 子どもから大人まで心と身体を豊かに育むまちづくり (学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション)



第4章 「環境づくり」 豊かな環境のもと快適に生活できるまちづくり (住宅、道路、公共交通、上下水道、交通安全、防災・防犯、環境保全、循環型社会)



第5章 「つながりづくり」 地域みんなで支え合うまちづくり (地域コミュニティ・協働、行財政運営)



出所：七ヶ宿町 HP

今回特定した当社のインパクトに対するSDGsのゴールは、「新・みやぎの将来ビジョン」および「第6次七ヶ宿町長期総合計画」と概ね整合しており、当社の取り組みは宮城県・七ヶ宿町においても重要度が高いものと判断できる。

③当行が認識する社会課題との整合性

七十七グループは、創業より受け継がれる「地域の繁栄を願い、地域社会に奉仕する」という行是の理念に則り、「1. 宮城・東北の活性化」、「2. 地域のお客さまの課題解決」、「3. ステークホルダーへの還元」、「4. 気候変動・災害への対応」、「5. 信頼性の高い金融サービスの提供」、「6. 生き生きと働ける職場環境の創出」の6つを重要課題（マテリアリティ）とし、グループ全体で解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現を目指している。

当社の特定したインパクトにおいて、「森林循環サイクルの構築と自社の持続的成長」は七十七グループの上記「2,4」と、「地域を守る人材の雇用・育成による持続可能な組織づくり」は七十七グループの上記「6」と、「次世代への技術継承と地域社会との共生」は七十七グループの上記「1,6」と方向性が一致する。

以上のように、七十七銀行は、本 PIF の取組みが、SDGs の達成および貢献に向けた資金需要と資金供給のギャップを埋めることにつながることを目指している。

七十七グループのマテリアリティとSDGs宣言



出所：七十七銀行「統合報告書 2024」

2. インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、ポジティブ・インパクトの拡大、ネガティブ・インパクトの管理・抑制が適切になされるかを事前に評価する。加えて、先に特定したインパクトに対してそれぞれ KPI・目標を設定する。なお、特定したインパクトおよび設定する KPI・目標については、追加性（PIFに取り組むことで新たに発生する影響等）があることを確認している。

森林循環サイクルの構築と自社の持続的成長

項目	内容
インパクトの種類	経済面・環境面においてPIを拡大、環境面においてNIを管理・抑制
UNEP FIのインパクトトピック	<経済> 零細・中小企業の繁栄 <環境> 気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
関連するSDGs	  
取組内容・対応方針	・自然環境の保全と自社の持続的成長の両立を図る ・社会的課題を解消し、価値を創造する ・脱炭素経営に着手する
目標・KPI	目標①：エリートツリー事業の拡大 KPI：2026年8月期 5,000本出荷 2027年8月期10,000本出荷 2028年8月期以降、前年度目標比+10,000本出荷 （2024年8月期：実績なし） 目標②：七ヶ宿町および隣接する市町村（※）の個人・法人からの山林買取面積増加 ※白石市、蔵王町、上山市、高畠町、福島市 KPI：2025年8月期以降、前年度実績+5% （2024年8月期：789,407㎡） 目標③：GHG排出量の算定および削減目標の策定 KPI：2026年8月期までにGHG排出量を算定 2027年8月期までにGHG削減目標を策定

地域を守る人材の雇用・育成による持続可能な組織づくり

項目	内容
インパクトの種類	社会面においてPIを拡大、NIを管理・抑制
UNEP FIのインパクトトピック	<社会> 健康および安全性、雇用
関連するSDGs	 
取組内容・対応方針	- 計画的な採用により、持続可能な人員体制を構築する - 従業員が安心・安全に働くことができる職場環境を整備する
目標・KPI	目標①：現場作業員（山林部・パーク部・チップ部合計）の増加 KPI：2029年8月期までに5名以上 （2024年8月期までの直近5期での増加人数：3名） 目標②：男性社員の育児休業取得率の維持 KPI：2025年8月期以降、100%を維持 （2024年8月期：100%）

次世代への技術継承と地域社会との共生

項目	内容
インパクトの種類	社会面においてPIを拡大、NIを管理・抑制
UNEP FIのインパクトトピック	<社会> 教育、文化・伝統、雇用
関連するSDGs	 
取組内容・対応方針	- 地域やステークホルダーとの繋がりを強化し、業界認知度向上を図る - 次世代への技術継承を行うための土台を作る
目標・KPI	目標①：工場見学の受入れ開始および安定化 KPI：2025年8月期以降、毎年1回以上 （2020年8月期以降：実績なし） 目標②：フォレストリーダー認定者の増加 KPI：2029年8月期までに4名以上 （2024年8月期までの直近5期での増加人数：3名）

モニタリング

1. 当社のモニタリング体制

当社は、本 PIF に取組むにあたり、代表取締役 永井 政雄氏と専務取締役 永井 康夫氏が中心となり会社指針、経営計画、経営課題・事業内容の棚卸を行い、本 PIF におけるインパクトの特定および目標と KPI の策定を実施した。

本 PIF 実行後においては、専務取締役の永井 康夫氏を最高責任者、常務取締役 宮島 秀樹氏を実行責任者として、各部門での主体的な管理・推進体制を強化していくことに加え、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

なお、七十七銀行に対しては決算期末より 4 か月以内に報告する予定である。

2. 七十七銀行によるモニタリング体制

七十七銀行は、PIF の契約期間中に当社の事業活動から意図したポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが適切に緩和・管理されていることを継続的にモニタリングする。

モニタリングは少なくとも年に 1 回行うことを契約事項に組み込んでおり、公開情報での確認や日々の対話によって達成状況をフォローアップする体制を構築している。また、このフォローアップは単なる進捗確認ではなく、必要に応じてインパクト実現に向けた対応策等の提案を含めたものである。

結論

当社は、経営理念に基づき、「サステナブル経営」の実現を重要な経営課題としている。七十七銀行および 77R&C は、当社が事業活動を通じて創出するインパクトを特定し、いずれも妥当であることを評価した。今後は、ポジティブ・インパクトの拡大及びネガティブ・インパクトの緩和への取組みを、モニタリングによって支援していく。

以上

1. ポジティブ・インパクト・ファイナンスについて

昨今、年金基金、保険会社、投資運用機関などの機関投資家において、ESG（環境、社会、ガバナンス）情報を考慮した投資が重視され、拡大している。

投資家は企業価値を判断する際、財務情報はもちろん、非財務情報である ESG 側面の取組にも着目し、企業の環境や社会に対する取組姿勢、ガバナンスのあり方、中長期的な経営戦略といった情報の開示を求めつつある。また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に、投資を通じていかに貢献し得るかという関心も高めている。

2015 年 10 月、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の銀行及び投資メンバーは、新たな資金調達パラダイムを呼びかけて、ポジティブ・インパクト宣言を行った。宣言では、持続可能な開発と SDGs 達成間のギャップを埋めるためには、持続可能な開発の 3 つの側面の総合的な検討に基づいて、新たなインパクトにもとづいたアプローチが必要であるとしている。

同宣言は、銀行及び投資家が経済、社会、環境面でのプラスの影響を増大する努力を導くための金融における一連の共通原則として、ポジティブ・インパクト金融原則をそのロードマップの中心的要素に据えている。金融業界及びより幅広いステークホルダーに共通言語を提供することで、SDGs に向けた取組の中からビジネス機会を引き出し、持続可能な開発における資金調達のギャップを埋める重要なステップになると期待されている。

2. ポジティブ・インパクト金融原則について

ポジティブ・インパクト金融原則では、ポートフォリオ全体にわたって、ポジティブ・インパクト投融資を、特定・推進し、伝達することを金融機関に求めている。また、企業及びその他の経済的なステークホルダーが、SDGs に焦点をあてたビジネス機会、ビジネスモデルを構築し、その努力に見合う金融機関を見出すことを意図している。

原則は、持続可能な開発の三つの側面を総合的に考慮し、プラス面とマイナス面両方の影響評価にもとづいた、持続可能性の課題に総合的なアプローチを提案している。

ポジティブ・インパクト金融原則の概要

原則 1（定義）

ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブ・インパクト金融は、このように持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。

原則 2（枠組み）

ポジティブ・インパクト金融を実行するには、事業主体（銀行、投資家など）が、それらの事業活動、プロジェクト、プログラム、及び／又は投融資先の事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

原則 3（透明性）

ポジティブ・インパクト金融を提供する主体（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ・ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、及び／又は投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて（原則 1 に関連）。
- ・適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）。
- ・資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、及び／又は投融資先の事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。

原則 4（評価）

事業主体（銀行、投資家など）が提供するポジティブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

出所：UNEPFI「ポジティブ・インパクト金融原則」